

県民コメント制度に基づく結果の公表  
(埼玉県建築物耐震改修促進計画(素案))について

埼玉県は、建築物の耐震化の促進を目的に埼玉県建築物耐震改修促進計画を策定しています。このたび、本計画を改定しました。

改定にあたり、令和3年1月8日(金曜日)～令和3年2月5日(金曜日)の間、県民コメント制度に基づき、県民の皆様から御意見を募集したところ、22件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

令和3年1月8日(金曜日)～令和3年2月5日(金曜日)

2 意見の提出者数及び意見件数

○22件(1名・1団体)

(内訳)

区 分	人 数	意見件数
郵送	1人	1件
F A X	0人	0件
電子メール	1人	21件
広聴会	0人	0件
その他	0人	0件
合 計	2人	22件

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	12件
すでに案で対応済みのもの	0件
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	3件
意見を反映できなかったもの	3件
その他	4件
合 計	22件

4 改定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/sokusinkeikaku.html>

問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部建築安全課 震災対策・構造指導担当

TEL 048-830-5525 (直通)

FAX 048-830-4887

E-mail a5510-01@pref.saitama.lg.jp

## 「埼玉県建築物耐震改修促進計画（素案）」に対する 御意見と県の考え方

（反映状況の区分）      A：意見を反映し、案を修正した  
                                   B：既に案で対応済み  
                                   C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく  
                                   D：意見を反映できなかった  
                                   E：その他

No.	該当頁	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	P1	<p>「既存耐震不適格建築物」という文言は耐震改修促進計画において重要な文言なので、計画の冒頭で明確に位置付けるべきである。</p> <p>第1章_(1)計画の目的において、「旧耐震基準の既存建築物」を「既存耐震不適格建築物」に修正し、注釈を入れるべきと考えるがいかがか。</p>	1	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第1章_(1)計画の目的の文中「旧耐震基準の既存建築物」を「旧耐震基準の既存耐震不適格建築物」と修正いたします。併せて注釈の位置を変更いたします。</p>	A
2	P1, P2	<p>表1について。</p> <p>過去の告示等が発出された時点では「令和2年」ではなく「平成32年」となっているため、「平成32年（令和2年）」のように表現を修正したほうがよいのではないかと（同様の箇所共通）。</p>	1	<p>「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ」において、改元日以降に作成する文書では、改元日以降の年を表す場合には「令和」と表示するとあることから、現在の表現で支障ないと考えています。</p>	D
3	P2	<p>表1について。</p> <p>平成28年4月の備考欄の「平成12年5月31日以前に建築された住宅にも被害が発生」では旧耐震基準の住宅や違反建築物も該当するため、表現を修正したほうがよいのではないかと。</p> <p>また、21ページ(4)の第4項目と関連付けて表現してはどうか。</p>	1	<p>御意見の趣旨を踏まえ「平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも被害が発生」と修正いたします。</p> <p>関連付けに関しましては、21ページで関連性を表しているため、表1中における表現は不要と考えます。</p>	A
4	P5	<p>図1について。</p> <p>「耐震関係の基準に適合していないもので、昭和56年5月31日以前に建築したものに限る」では違反建築物が含まれてしまうため、表現を修正したほうがよい。</p> <p>また、図のタイトルが、何を閉塞する建築物かわからないため「緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物」に修正したほうがよい。</p>	1	<p>図1下部の注釈は、本文中の内容と重複しているため削除いたします。</p> <p>また、図1のタイトルは、本文中で何を閉塞するかを明記しているため支障ないと考えます。</p>	A

5	P8, P9	<p>表5、表6で耐震診断義務化建築物の耐震化の進捗状況を「進捗率」という文言で表しているが「耐震化率」でよいのではないか。</p> <p>耐震化率は「耐震性あり/総数」であり、耐震診断義務化建築物においても、その条件を満たしていると考えられる。</p> <p>また、国の資料でも「耐震診断義務付け対象建築物は旧耐震基準で建築されたもののみが対象であり新耐震基準建築物は含まれない。」としたうえで「耐震化率」と記載されている。</p>	1	<p>同じ「総数」であっても、「耐震診断義務化建築物」においては新耐震を含まず、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」では新耐震を含むため、その範囲が異なります。</p> <p>県では、その違いを表現したいため「耐震化率」と「耐震化進捗率」を使い分けることといたしました。</p>	D
6	P8	<p>表5の耐震診断義務化建築物の内訳をみると、「耐震性なし」又は「耐震性あり」のいずれかに分けられているが、すべて耐震診断の結果報告がなされ、「耐震性不明の建築物なし」という理解でよいのか。</p>	1	<p>表5において、耐震診断が実施されておらず、耐震性が不明な建築物については「耐震性なし」に区分しています。</p> <p>注釈を追記し、その旨が分かるように修正します。</p>	A
7	P8	<p>「所管行政庁」に関する注釈を9ページから8ページに移動する必要がある。</p> <p>また、「所管行政庁」は耐震改修促進法で定義されているので、その旨を追記したほうがよいのではないか。</p>	2	<p>御意見のとおり修正します。</p>	A
8	-	<p>各表において、該当する建築物が県内にないのであれば、対象外の「-」ではなく、対象建築物がないことを表す「0」が入るのではないか。</p>	2	<p>すべての表について、御意見のとおり修正します。</p>	A
9	P9	<p>要安全確認計画記載建築物の路線ごとの分布状況を示した図、又は所在する自治体の一覧などを掲載したほうがよいのではないか。</p>	1	<p>計画に定めた報告期限である令和4年3月末を経過した後、必要なものについて公表等の対応をいたします。</p>	C
10	P14	<p>表11の令和7年度の目標で「おおむね解消」と抽象的な表現で記載されているものがあるが、率にしたらどれくらいと考えているのか。一般的には90%を超えていれば「おおむね解消」と感じるが。</p>	1	<p>「計画の改定時点において、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する」ことを目標としています。耐震化率としては99%を目標としています。</p>	E
11	P16 ~ p17	<p>「要安全確認計画記載建築物」及び「要緊急安全確認大規模建築物」は、目標達成のため、特段の取組の強化が必要と思うが、特化した記載が見当たらない。目標達成に向けた取組について記載すべきと考えるがいかがか。</p>	1	<p>耐震診断及び診断結果の報告の義務を課すこと自体が、他の建築物に比べ踏み込んだ取組であると考えています。</p> <p>一方で、他建築物よりも拡充した補助制度を設けて耐震化を促進していることについての記載がなかったため追記します。</p>	A

12	P16	特に重要となる「重点23路線の耐震化の促進」については補助金や啓発など含めてすべて県が所管するという理解でよいか。	1	耐震化の促進については、県を含めた各所管行政庁が行います。さらに県は、所管行政庁である市を側面支援します。	E
13	P17	「耐震診断を義務付ける路線の指定」でさいたま市を除く理由はなにか。	1	計画に記載のとおり「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」の決定を受けて、義務付け路線を指定したものです。 さいたま市は県と同様に九都県市の構成員であるため、市内路線の耐震診断義務付けは、同市の判断で行うことが適切と考えています。	E
14	P17	「要安全確認計画記載建築物」について、対象建築物の耐震診断がすべて実施済ならば「耐震診断結果はすべて報告がなされている」旨の記載が必要と考えるがいかがか。	1	すべての報告がなされたわけではありません。報告期限である令和4年3月末以降に公表します。	C
15	P19	多数の者が利用する建築物の耐震化の促進について、所有者への直接的な働きかけによる周知・啓発などの例示を記載したほうがよいのではないか。 また、「補助制度」については、取組の強化が必要になるので「必要に応じて」は削除すべきと考えるがいかがか。	1	個別具体的な内容については、本計画に記載するにはそぐわないと考えます。 「必要に応じて」の削除については、御意見の趣旨を踏まえ修正します。	A
16	P19	第3章-2-(3)に記載されている「金融機関による融資」及び「耐震認定マーク表示制度」は「多数の者が利用する建築物」に限った内容なのか。限定でないのであれば記載位置の変更又は注釈を入れる必要がある。	1	御意見の趣旨を踏まえ修正します。	A
17	P21	第3章-2-(4)の「ブロック塀の安全対策」に記載されている「適切な役割分担」とはどういう意味か。	1	ブロック塀は住宅と一体的に整備することが多いことから、市町村が実情に合わせて対策を進めるものと考えています。 県は、リーフレットの作成やイベントでの普及啓発活動を行うとともに、国の動向等を市町村へ適切に情報提供することにより、市町村の活動を支援します。	E
18	P21	第3章-2-(4)の「新耐震基準の木造住宅への対応」は意見No.1及びNo.3と関連して修正が必要。	1	No.1及びNo.3の「県の考え方」のとおり、修正の必要はないと考えます。	D

19	P22	<p>第3章-2-(4)の「危険物貯蔵場等の安全対策」本文と注釈「※16」の内容で重複しているものは削除すべきだ。また、「現行の・・・危険物を取り扱う建築物は、・・・」を「一定量以上の危険物を取り扱う※16既存不適格建築物は、・・・」と修正し、※16は「耐震改修促進法第14条第2号に規定される数量以上のものの貯蔵又は処理」と修正したほうがよいのではないか。</p>	<p>1</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、本文冒頭部分を「一定量以上の危険物を取り扱う既存耐震不適格建築物※16は、」と修正いたします。</p> <p>一方で、「一定量以上の危険物を取り扱う建築物」の注釈としては「耐震改修促進法第14条第2号に規定される建築物」として支障ないと考えられるため、修正等はいたしません。</p>	A
20	P7	<p>第3章-2-(1)-1の「補助制度」について、各市町村で実施されている住宅に関する補助制度の中には、対象建築物の構法を限定しているものがある。</p> <p>県内には日本の伝統と文化の息づいた立派な古民家（伝統的構法の建物）が多く残されています。</p> <p>しかし、構法を限定した補助制度の市町村では、補助の対象外となっている場合が多くあります。持続可能な循環型建築社会、安心安全に暮らせる住宅の耐震化に向けて「伝統的構法」も対象にさせていただけるようご指導お願い申し上げます。</p>	<p>1</p> <p>県と市町村の役割分担のもと、住宅の耐震化を進める際の参考とさせていただきます。</p>	C
合 計			22	